

論 文

病院内保育施設と運営上の課題
—九州圏病院内保育施設へのアンケート調査から—

川副さわ子¹⁾・香川せつ子²⁾

(西九州大学子ども学部研究生¹⁾, 西九州大学子ども学部客員教授²⁾)

(令和2年1月24日受理)

**A Consideration on the current conditions and problems of nursery facilities within hospital:
Analysis of the Questionnaire for managers and nurses in the hospitals in Kyushu District**

Sawako KAWASOE¹⁾, Setsuko KAGAWA²⁾

(*Department of Children's Studies, Faculty of Children's Studies, Nishikyushu University*¹⁾²⁾)

(Accepted January 24, 2020)

Abstract

This paper examines the current conditions and problems of nursery facilities within hospitals as a case study to consider the way of managing employer-provided childcare service in general. In number, nurseries within hospitals occupy more than half of nurseries in workplace. It has played an important role in nursing babies and infants whose mothers preferred to continue their job after their childbirth since a long time ago. Under the new public system of child and childcare planned to meet the increasing needs of working parents, nursery in workplace is authorized as facilities to be provided with local grants to make available to regional children. We conducted a questionnaire survey to all nurseries within hospital in Kyushu District to investigate their efforts for childcare services, financial affairs and the working circumstances of children's nurses. The results of the questionnaires show their financial difficulties and the lack of opportunities of job training of children's nurses. We conclude that more governmental measure is expected to make them work more effective to provide support for children and for working mothers.

Key words : nursery within hospital 病院内保育施設
nursery in workplace 職場内保育施設
employer-provided childcare service 事業所内保育事業
support for childcare 子育て支援
baby and infant care 乳児保育

はじめに

平成30年版「働く女性の実情」では、労働力人口総数に占める女性の割合は過去最高の44.1%を記録し、「20～24歳」を除き各年齢階級別労働力率は過去最高となった¹⁾。出産後も継続就労する女性が増加していることを示す。女性の就労の増加を背景とした待機児童問題や少子化への対応策として、2015年に内閣府は「子ども・子育て支援新制度」を施行した。この制度において、幼稚園、保育所、認定こども園の他に、新たに「地域型保育事業」が設けられた。地域型保育事業として補助金給付の対象となるのは、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問保育事業、事業所内保育事業である。このうち事業所内保育事業は、従業員の子どもの保育を目的に企業や病院など女性の多い事業所で古くから実施されてきたが、新制度においては地域の子どもにも対象を拡大することが要請されている。また2016年には、「仕事・子育て両立支援」として、事業主拠出金を財源とする「企業主導型保育事業」を創設し、企業が設置する保育施設に対して、その運営費・設備費への補助を開始した。

このように、出産後も就業を継続する女性の増加に対応して、親の就労実態に即した保育サービスの供給のために、企業や事業所と連携した保育施設の設置が推奨されている。

保育サービスの多様化が進むのに対して、これまでの保育研究は従来型の認可保育所を前提とするものが大半であり、認可外保育施設はほぼ等閑視されてきた。事業所内保育事業は一定の実績をもつにもかかわらず、それに関する調査研究は数少なく、運営状況や保育環境、保育内容等の実態はあまり知られていない²⁾。

そこで本研究では、事業所内保育施設に注目し、なかでもその半数以上を占める病院内保育施設に焦点をあてた。病院内保育施設は、病院で働く看護師が結婚出産後も仕事を続けることを主たる目的とした施設であり、1950年代から現在まで、全国の主要な病院に普及している。「平成29年度認可外保育施設の現況調査取りまとめ」によれば、2018年（平成30年）3月31日現在の事業所内保育施設数5,626か所のうち病院内保育施設は2,867か所であり、半数以上を占める。入所児童数においても、事業所内保育施設77,296人のうち、病院内保育施設は49,959人とほぼ3分の2に達する³⁾。しかし、行政からの病

院内保育施設への財政補助は限定的であり、施設の運営は基本的に各々の病院に任されているため、その実態はほとんど把握されてこなかった。

そこで本研究では、①病院内保育施設管理運営者と、②病院内保育施設で働く保育士を対象とする二通りのアンケート調査を実施し、病院内保育施設の運営状況や保育内容を把握することとした。

以下では、まず事業所内保育施設と病院内保育施設の沿革と現状を概観することによって、それが果たして来た役割や保育制度全体における位置づけを明らかにする。次に2018年2月～3月に筆者が実施した九州圏内病院内保育施設へのアンケート調査結果を考察することにより、事業所内保育事業の運営上の課題について明らかにしたい。

1. 病院内保育施設の沿革と現状

(1) 事業所内保育所と病院内保育施設の沿革

職場に設置された保育施設は、子ども子育て支援新制度により法制度化される以前から、日本各地で展開されてきた。明治後期より農繁期に農作業する母親のために、各地の神社や寺などで子どもを預かる「季節託児所」が開かれている。その後、工業化の進展とともに、紡績工場や炭鉱で働く母親のために託児所が設けられるようになった。また第一次大戦勃発後は、中央社会事業協会より大連、満州など海外においても日本人家族のために託児施設が開所された。出征軍人の遺家族救護を目的とした「戦時託児所」も作られた⁴⁾。

第二次世界大戦後、高度経済成長と共に共働き家庭が急増し、「ポストの数ほど保育所を」のスローガンを掲げた保育所増設運動が展開されたが、認可保育所の数が不足する状況が続いた。また1960年代までは認可保育所が受け入れる乳児の年齢は満1歳以上とされていたこともあり、認可外保育施設が増えていった⁵⁾。こうしたなかで、1960年代に「ニッパチ闘争」と呼ばれる看護婦の劣悪な職場環境改善要求運動が広がり、夜勤体制の改善と同時に、子どもを預けるための病院内託児所の設置が要求された。それ以前の1955年にも北海道函館厚生院には院内保育所が設置されていたが、「ニッパチ闘争」以降、九州芳和会、東京国立病院など全国規模で広がるようになった⁶⁾。しかしこれらの保育施設への行政からの助成や指導は乏しく、各病院や事業所の自主的運営に任されてきた。その後、女性が仕事と育児を

両立する環境が整備されないことが一因となって日本社会の少子化が進行し、1990年には合計特殊出生率が過去最低を下回った。この「1.57ショック」を契機に、政府は子育て支援のための施策を開始し、1994年の「エンゼルプラン」を皮切りに、保育所の量的拡大、地域や企業等と連携した子育て支援等の方策を実施するようになった。内閣府が1999年に開始した「ファミリー・フレンドリー企業表彰」はそのひとつであり、事業所内託児施設を設けている株式会社ベネッセコーポレーションが第一回労働大臣優良賞を受賞した。2003年には「少子化対策基本法」、 「次世代育成支援対策推進法」が施行され、社会全体で子どもを育てることが法的な合意となるにつれて、事業所内保育施設の数も徐々に増加した。

(2) 子ども・子育て支援新制度と事業所内保育事業

2015年に、子ども・子育て支援新制度がスタートした。この制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を「施設型保育給付」の対象とし、それらに加えて「地域型保育給付」の枠を設け、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問保育事業、事業所内保育事業を「認可事業」として、児童福祉法24条2項に位置付けた。また、「地域の子育て支援」として、一時預かりや子育て短期支援、病児保育など、多様な保育サービスの中から利用者が選択できる仕組みも作られた。

事業所内保育事業は満3歳未満の乳幼児を雇用者の設置した施設で保育することを主とし、3歳以上の幼児のために連携園の確保が必要とされている。利用定員が19人以上では小規模保育事業、20人以上では保育所との整合性が図られた基準となっている。

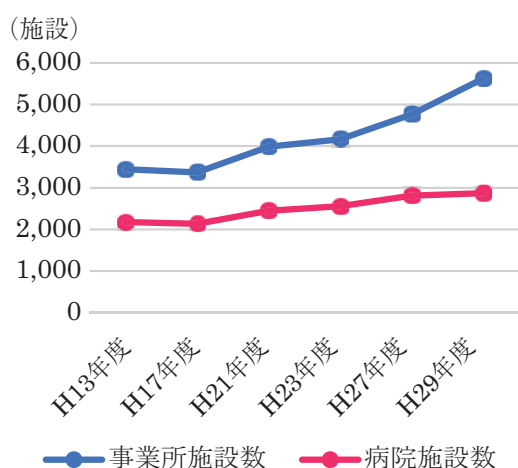


図1 病院内保育施設数の推移

(厚生労働省「認可外保育施設の現況取りまとめ」を基に作成)

従業員以外の子どもに対しても地域枠が設けられ、定員の3分の1ないし4分の1以上と規定されている。新制度により、これまで認可外とされていた事業所内保育所が、認可保育施設として位置付けられたことは画期的である。

一方、2016年に創設された企業主導型保育事業は、2018年度末における助成決定企業数は3,817施設と発表されており、急速な広がりを見せている⁷⁾

(3) 病院内保育施設の現況

厚生労働省「平成29年度認可外保育施設の現況取りまとめ」によれば、事業所内保育施設数は2005年度(平成17年度)より、多少の増減はあるが一定率で伸びており、病院内保育施設数は事業所内保育施設数の50%以上を常に占めている。

2018年(平成30年)3月31日現在の施設数は事業所内保育施設が5,626カ所であり、その内、病院内保育施設は2,867カ所である(図1参照)。また、入所児童数においても同様で、常に半数以上を病院内保育施設児童が占めて推移してきている。

事業所内保育施設入所児童数約74,000人のうち、病院内保育施設の入所児童数は半数以上の54,000人である(図2参照)。年齢別区分内訳では、事業所内保育施設の0歳から2歳までの児童数53,926人のうち、病院内保育施設が半数以上の34,307人である。年齢区分別内訳の認可保育所との比較でも、0歳から2歳児の認可保育所の比率は42%であるが、病院内保育施設の0歳から2歳児は68%であり、0歳から2歳児の割合が高い⁸⁾。

2105年に施行された「子ども・子育て支援新制度」の地域型保育給付の一つである事業所内保育事

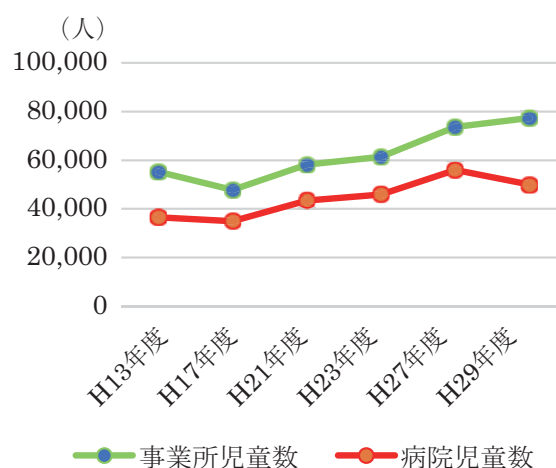


図2 病院内保育施設の児童数推移

業の認可件数の比較では、2015年に150施設、2016年には173施設増加して323施設と倍以上になった⁹⁾。病院内保育施設への助成金は、1972年に開始された「病院内保育所運営事業」、1994年開始の「事業所内保育施設設置支援事業」が従来型としてあるが、近年は子ども子育て支援新制度による事業所内保育事業、企業主導型保育事業への切り替えが課題となっている。

現在「病院内保育所運営事業」は、離職防止及び再就業の促進を目的に、「看護職員確保対策事業」として位置づけられている。また、「事業所内保育施設設置支援事業」は2016年4月以降、新規の申請受付はされておらず、企業主導型保育事業の活用が勧められている¹⁰⁾。

前述したように、子ども・子育て支援新制度においては、事業所内保育事業、企業主導型保育事業の両方に、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供することが求められている。

2. アンケート調査の概要

「子ども・子育て支援新制度」により認可施設として位置づいた事業所内施設や病院内保育施設であるが、その運営や保育の実態はほとんど知られていない。そこで九州圏内の病院内保育施設を対象を絞り、アンケート調査を実施した。

(1) 調査の方法

1) 対象－九州圏内の375の病院内保育施設

(管理責任者、保育責任者各1名)

- 2) 調査方法－郵送法によるアンケート調査
- 3) 調査期間－平成30年2月から3月に実施
- 4) 回答数と回収率－110施設から回答を得られ、1施設を除いた109施設を分析対象とした。(実質回収率29%)
- 5) 分析方法－単純集計及びカテゴリ分析

(2) アンケート調査配布先情報の入手

アンケート調査実施について、配布先情報を得るため全国各都道府県、市、政令指定都市の施設数が公開されている、厚生労働省「平成28年度認可外保育施設の現況取りまとめ」を参考にした。しかし病院名、住所、保育施設名、連絡先は公表されていないため、各自治体に直接問い合わせ、交渉や手続きを重ね情報を入手し、公開度を以下の表にした。

HPで公開されていたのは、大分県、大分市、宮崎市、那覇市、の4カ所であった。情報開示請求を必要としたのは、福岡県、福岡市、熊本県、熊本市、久留米市の5カ所、次いでメールで対応としたのは、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、長崎市、鹿児島市の8カ所であった(表1参照)。HPで公開している自治体は、児童福祉法五十九条二の五の2の定めにより公開しているとのことであった。情報開示請求を必要としたケースでは、開示決定が下りるまで2か月近く時間を要する自治体もあり、情報開示準備や資料整理の状況についても各自治体によって異なる現状であった。

様々なニーズを抱え、認可外保育施設を利用しようとする利用者や、2つの自治体にまたがり就業や

表1 九州圏内自治体の病院内保育施設数と情報公開度

自治体名	数	HP	開示	メール	自治体名	数	HP	開示	メール
福岡県	56	×	○	×	福岡市	28	×	○	×
佐賀県	31	×	×	○	北九州市	14	×	×	○
長崎県	18	×	×	○	長崎市	14	×	×	○
大分県	18	○	×	×	大分市	11	○	×	×
宮崎県	18	×	×	○	宮崎市	9	○	×	×
熊本県	24	×	○	×	熊本市	20	×	○	×
鹿児島県	55	×	×	○	鹿児島市	27	×	×	○
沖縄県	17	×	×	○	那覇市	2	○	×	×
					久留米市	13	×	○	×

「数」は施設数「HP」はホームページで公開「開示」は情報公開請求があった場合に開示

「メール」メールでの請求により通知

自治体の内訳 県(8県)政令指定都市(3市:福岡市、北九州市、熊本市)中核都市(6市)

生活をしている利用者にとっては、利用し難い状況となっている。

3. 施設管理者対象アンケート調査の結果と考察

(1) 保育施設の開設年数

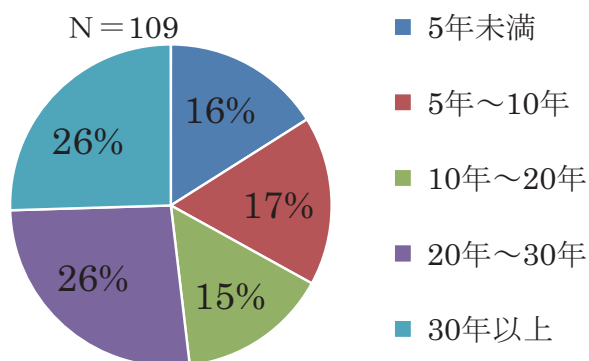


図3 保育施設の開設年数

「20年～30年未満 27%」と「30年以上 25%」を合わせて半数以上の52%であった。20年以上の長い期間運営されている施設が半数以上である。

(2) 子どもの年齢別割合

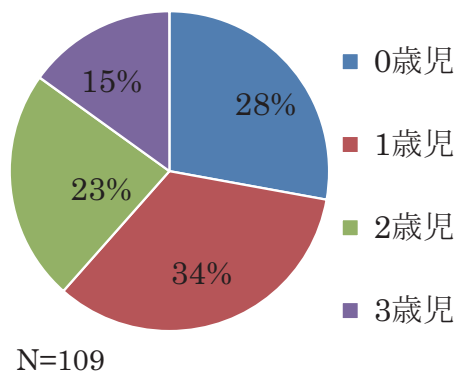


図4 子どもの年齢別割合

「0歳児」が28%、「1歳児」が34%となった。次いで「2歳児」が23%、「3歳児」が15%である。0歳児で62%であり、乳児中心の年齢構成である。病院施設では育児休暇の取得率が高く、概ね1歳の誕生日前後で復職するケースが多いと考えられる。

(3) 保育施設を設置した理由

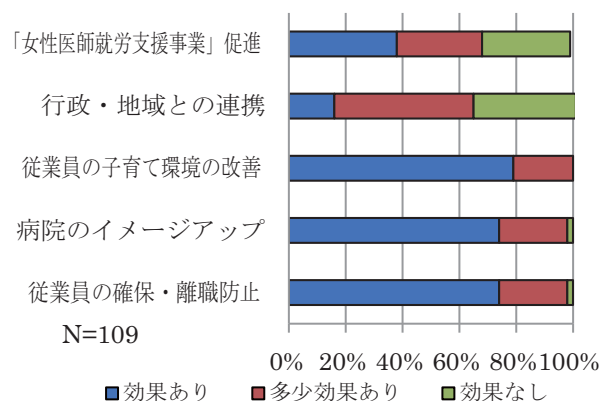


図5 保育施設を設置した理由

病院内保育施設を設置した効果としては、「従業員の子育て環境の改善」が最も高く79%であった。次いで「従業員の確保・離職防止」「病院のイメージアップ」が同数の74%であった。「女性医師就労支援事業の促進」は38%であり、医師による利用は多くないことが分かった。

(4) 行政からの補助

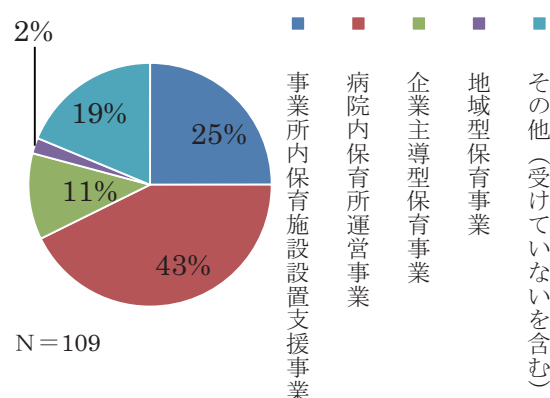


図6 行政からの補助

「病院内保育施設運営事業」43%と「事業所内保育施設運営支援事業」25%で半数以上になった。「企業主導型保育事業補助」や「地域型保育事業補助」は少ない。受けていないを含む「その他」も19%あった。

(5) 望まれる行政からの支援

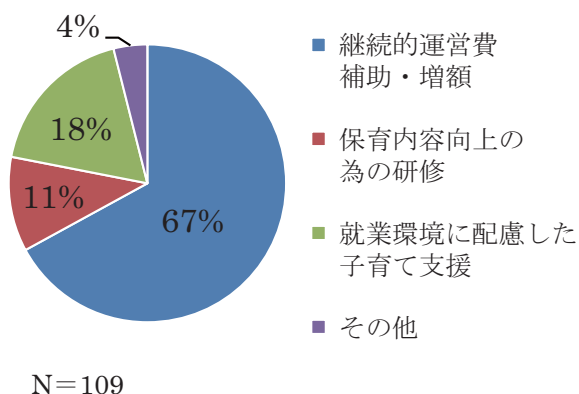


図7 望まれる行政からの支援

今後必要と考える保育行政からの支援としては、「継続的な運営費の補助・増額」が全体の67%を占めた。「就業環境に配慮した子育て支援」18%「保育内容向上のための研修」は11%と少数に留まる。

(6) 従業員への子育て支援

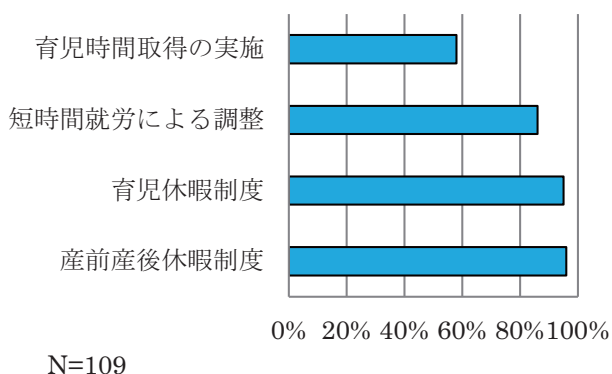


図8 従業員への子育て支援

実施している子育て支援として、「産前産後休暇制度」「育児休暇制度」は90%を超えて取得されている。「短時間就労制度」も86%あり制度の定着がみられる。授乳や子どもの送迎等に当てられる「育児時間取得制度」は58%に留まっており取得率は低い。

(7) 保護者の要望の把握

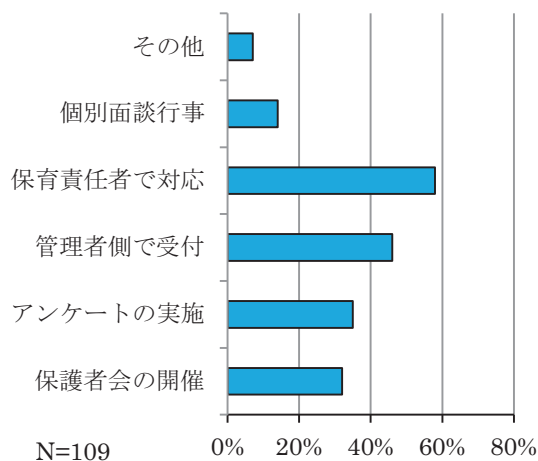


図9 保護者の要望の把握

保育施設への保護者からの要望把握は「保育責任者で対応」58%「管理者で受け付け」46%となった。一方「アンケートの実施」35%「保護者会」32%「個別面談」14%であった。保護者と保育士が、実際に意見を交換し合う機会を設けている施設は少ない状況である。

(8) 実施している保育事業

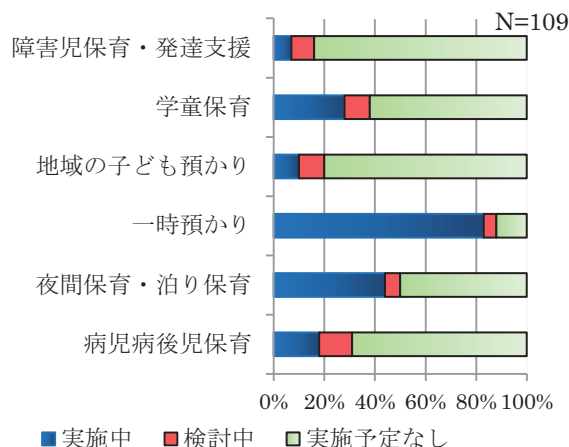
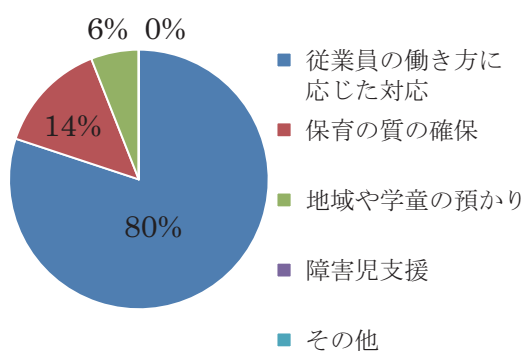


図10 実施している保育事業

「一時預かり」は83%の施設で実施している。「夜間保育・泊り保育」が44%であった。次いで「学童保育」28%となっている。「障害児・発達障害児の保育」は7%で実施、「地域の子どもの預かり」は13%となり比率は低い。「障害児・発達障害児」で87%、「地域の子どもの預かり」で80%が「実施予定なし」との回答であった。

(9) 病院内保育施設に期待する今後の役割



N=109

図11 病院内保育施設へ期待する今後の役割

病院内保育施設に期待することとしては、「従業員の働き方に応じた柔軟な対応」が80%と圧倒的であった。「保育の質の確保」は14%とわずかな結果となった。さらに「地域や学童の預かり」は6%の回答となった。「障害児支援」は0%である。

(10) 企業主導型保育に関する意見

「企業主導型保育事業についての意見を自由記述で求めたところ、「効果あり」とする意見と「改善が必要」とする意見に大別された。

「効果あり」とした意見。

①運営上の利点から

「多様な働き方に配慮した方向性が示された」「企業のニーズに応じた、保育施設の柔軟な設置、運営が助成された」など、就労する側にとっては多様な働き方に配慮されていること、また運営者にとっては運営費の充足、柔軟な運営内容を実践できることなどが挙げられた。

②保育サービスの充実という点から

「働く者のニーズに応えやすい環境になる」といった、労働者への支援へ繋がるといった意見の他に、一般の子どもや、地域の子どもの子育て支援となるといった意見があった。また、自治体が関与しない事を利点として挙げた施設もある。

③「待機児童解消」という点から

「待機児童受け皿確保となる」「待機児童解消のための保育施設充実へ繋がる」など、待機児童解消については肯定的な意見の他、待機児童解消に終始するだけの政策内容に否定的な意見もあった。

「改善が必要」とした意見。

①制度としての課題という点から

企業主導型の助成申請は「平成28年4月1日以降、新たに設置された保育施設が対象」であり、「原則、他の助成を受けている保育施設は申請できない」また「助成対象から外されている施設への助成を強く希望する」といった、企業主導型保育事業の本来の目的である、待機児童解消へ繋がらない施設を除外する内容への不満が寄せられた。

②事業に対する信頼という点から

「運営を維持する財源が確保できるのか不安である」「いつまで続くのか不透明」といった、将来的な不安が寄せられている。

③保育士不足という理由から

「保育士確保が最重要課題である」といった、保育士不足、保育士確保が切実な問題となっているとの意見が寄せられた。また、そのことに関連し「保育士の処遇改善が先決である」という意見もあった。

④保育の質の確保という点から

「保育の質の確保、研修など、質の向上へ繋げていくことが重要である」「保育従事者や運営側が、質の向上を目指して取り組むべき」といった、質を確保し、向上させる取り組みが重要だとする意見が寄せられた。さらに「保育補助資格は問題がある」といった、保育士不足を補う手段として設けられた、保育補助資格について疑問視する意見もあった。

⑤申請手続きについて

「申請手続きが煩雑である」「事務作業量が膨大である」といった、申請に関する事務手続きの負担感を挙げた施設管理者の意見が寄せられた。さらに「年度前の方針でなければ事業計画を立てられない」といった、保育施設管理側の施設運営の実態を無視した、行政からの伝達のあり方に不満を挙げている施設もあった。

⑥施設の現状から

「現在の従業員の子どもの預かりで精一杯」「現在の施設では、容量やスタッフに限界がある」など、新たな事業への参加を考える余力がないと感じている保育施設側の意見が寄せられた。

企業主導型保育事業に関しては、認可保育施設並みの助成が受けられるほかに、固定資産税、都市計画税、事業所税等の優遇が得られるという運営上の利点がある。待機児童の解消や子育て支援の柔軟な実施につながるなどの肯定的な意見があった。

しかし、新しく設置される施設は別として、病院

内保育施設のようにこれまで別の助成を受けていた施設にとっては、企業主導型保育事業は魅力的とはいえないようである。運営上の財源の安定性に不安があることや手続きの複雑さがその原因である。現存する病院内保育施設への助成内容の充実を望むものが多かった。保育士の処遇改善を通じた保育士不足の解決や、保育士の研修保障など保育の質の向上への取り組みへの助成と支援を優先すべきとの意見も挙げられた。

(11) 調査結果の考察

病院内保育施設は20年以上の運営実績をもつ施設が半数を超え、とくに0～1歳児の乳児保育を請け負ってきた。運営責任者は、看護師をはじめとする病院職員の子育て支援にとってなくてはならない施設であると認識している。従業員の確保や離職防止に直結し、病院のイメージアップにも繋がっている。しかし、近年取り組まれてきている「女性医師就労支援事業の促進」という点では、まだ効果を発揮するに至っていないようである。

行政からの補助については、三分の二（68%）にあたる施設が、「病院内保育所運営事業」「事業所内保育施設設置支援事業」としての補助を受給している反面、「その他（受けていない）」とする施設も2割近く（19%）あった。「企業主導型保育事業」を活用している施設も13%あったが、大半は同事業の開始後に設置された新しい施設ではないかと思われる。とはいえ、病院内保育施設の財政状況についての質問は設けなかったが、三分の二（67%）の施設が、「継続的運営費の補助、増額」を望んでいた。運営費については、病院経営者がどの程度負担しているのか、人件費や保育の充実のために使われている経費の内訳など、詳しい調査が必要であろう。

看護師や病院職員に実施している子育て支援としては、「育児休暇制度」「産前産後休暇制度」「短時間就労による調整」が80%を超えて利用されている。女性の多い職場であることが反映されており、就業継続への支援が定着している。しかし「育児時間の取得」の利用度は低く、制度自体の周知度も低いのではないかと推察される。「病児・病後児保育」の実施度が低いのは、病院内施設として意外な感もある。

また認可保育所では一般的な「個別面談」や「保護者会」は実施されておらず、保護者からの要望については、保育責任者が対応したり、管理者側で受

け付けたりという形で対応するところが多かった。大半が同じ職場で働く者同士であるという安心感もあるからかもしれないが、子どもの発達や子育て上の悩みなど、保護者と保育士、あるいは保護者同士で対面して情報や意見を交わす機会を設定することが望まれる。今回の調査から、大半の施設管理者が、従業員の働き方に対応する保育施設となることを求めており、従業員への就労支援を最優先と考えていることが確認された。

4. 保育責任者対象アンケート調査の結果と考察

(1) 実施している保育事業

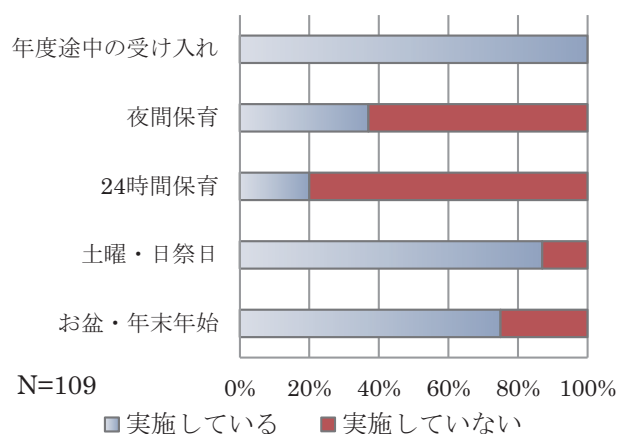


図12 実施している保育事業

「年度途中の受け入れ」が最も高く100%の施設で実施していた。次いで「土曜・日祭日の預かり」が88%、次に「お盆・年末年始の預かり」が75%の施設で実施されていた。一方、夜間保育は63%、24時間保育は80%の施設で「実施していない」という結果となった。土曜・日祭日、お盆や年末年始の預かりは、通常認可保育施設では実施されておらず、病院内保育施設ならではの保育サービスである。病院で働く看護師など職員の就業実態に即した支援といえる。

(2) 病院内保育施設で必要な知識

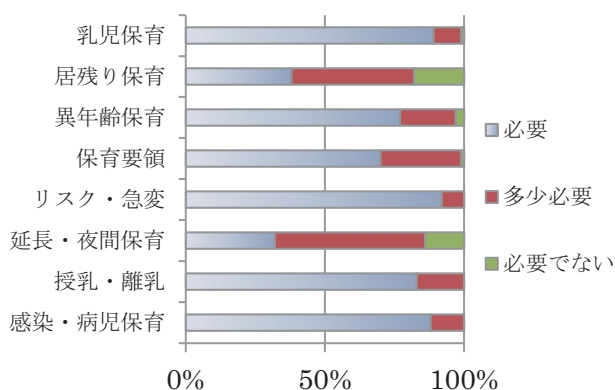


図13 病院内保育施設で必要な知識

「リスク・急変など安全に関する知識」が92%、「乳児保育の知識」が89%、「感染症・病児保育など衛生に関する知識」が88%の順となった。「保育要領に沿った保育の知識が必要」との回答は71%、「居残り・夜間保育の知識」は38%となっている。

(3) 病院内保育施設の長所

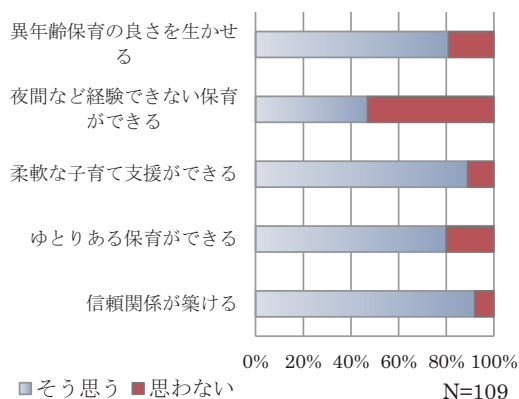


図14 病院内保育施設の長所

0歳からの成長に寄り添うことで「信頼関係が築ける」が最も回答数が多く96%となった。次いで、母親や子どもへの柔軟な「子育て支援ができる」94%となった。一方、「夜間など他の保育施設では経験できない保育ができる」についての回答は半々であった。夜間保育そのものへの意見の違い、夜間に子どもを預かることの大変さなどが理由として考えられる。

(4) 病院内保育施設の困難

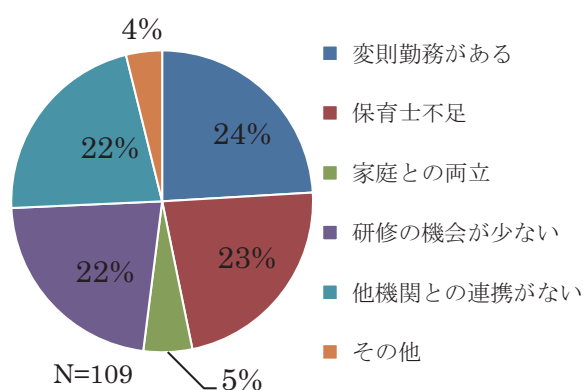


図15 病院内保育施設の困難

「延長・夜間などの変則勤務」を挙げる者が最も多く24%であった。次いで、「保育士の人数が足りていない」23%となった。また、「研修の機会が少ない」と「保育の相談をする他機関との連携がない」が同率で22%であった。「家庭との両立」と答えた者は5%しかいなかった。

(5) 保育士の交流機会

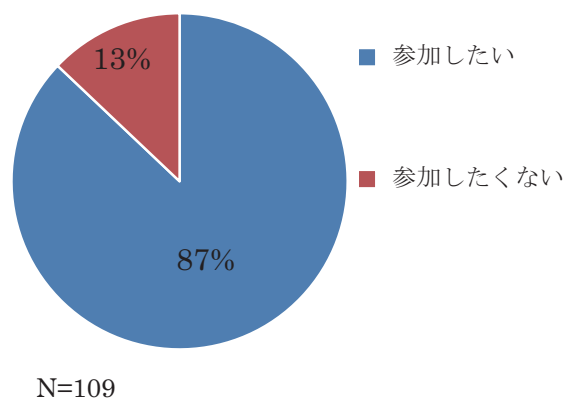


図16 保育士の交流機会

87%が「参加したい」と回答している。「参加したくない」と回答した13%の中には「時間的余裕がない」「参加したくても出来ない」という意見が寄せられた。勤務する病院の保育施設に限らず、他の病院内施設や事業所内施設、あるいは認可保育施設も含めて、保育士間の連携が求められている。

(6) 今後の取り組み

「今後さらに取り組みようと思っていること」について自由記述で回答してもらった。寄せられた回答の内容は、「子育て、家庭支援の充実」「多様なニーズへの対応」「保育士の課題」の3つに大別された。

「子育て、家庭支援の充実」とする意見は、「子育て、家庭支援」「保護者との連携」の2つのサブカテゴリーに分けられた。「多様なニーズへの対応」とする意見は、「保育内容の充実」「地域連携」の2つのサブカテゴリーに分けられた。「保育士の課題」とした意見では「保育士確保」「保育士研修」の2つのサブカテゴリーに分けられた。

1) 「子育て、家庭支援の充実」に関する意見。

① 子育て、家庭支援

「育児ストレス緩和など親子関係の改善へ繋がる支援」「病院、保護者、子どものための心の基地となれること」など、母親の子育てを精神的な面で支えたいとする意見の他、「子育てに対する不安や悩みの相談に対応」「家庭支援等が希望できる窓口を設ける」など環境面での整備を充実させることなどの意見が寄せられた。

② 保護者との連携

「入所後は保護者と目標を定めていく」「預かり前の準備、保護者の要望の聞き取り」といった事を取り組みとして挙げている。

2) 「多様なニーズへの対応」に関する意見。

① 保育内容の充実

「夜間保育」「学童保育」「家族支援」「保育士研修」「病児・病後児保育」など多岐に渡っている。また、母親の子育て支援として「連休、年末年始、日曜祝祭日の預かり」など、一般の保育施設では満たされていない保育内容についての取り組みが検討されている。

② 地域連携

「他企業の子どもの預かり」「他園との交流」「認可型となるため、地域の子どもの預かりをする」など、地域に開かれた保育施設を目指す取り組みを挙げている。

3) 「保育士の課題」とした意見。

① 「保育士確保」

「保育士確保が解決しないと新たな取り組みは困難」「保育士不足のため考えられない」など、現状の問題を挙げ、新たな取り組みは困難とした意見が寄せられた。

② 「保育士研修」

「保育士研修参加に取り組む」など、保育士の質向上への取り組みが必要とする意見。また、委託会社によって設置されている保育施設であるため「病院と会社上層部で決定されるため、現場はそれに従

うだけ」といった、雇用者の考えが優先されている事が窺えるような意見もあった。

一方、「BLS講習や急変対応の研修参加」「離乳食へのスムーズな移行支援」「院外講師（臨床心理士）を招いて子育て相談を実施」など、それぞれの施設の課題に向けて取り組みが行なわれている。

それぞれの保育施設で抱える課題に対して、今後取り組もうと考えている内容は様々である。特に挙げられたのは、職場に付設されている保育施設の利点を生かした、家庭と子育てへの支援や、仕事の両立をスムーズに行うための支援である。保育士の役割を、単に子どもへの保育サービスの提供者として捉えるのではなく、子育てする母親への育児支援や就業支援への意識が強い。また職場に付設されていることから、「夜間保育」や「障害児対応」「病児、病後児保育」「日祭日、年末年始」など、他の保育施設では実施されていない取り組みがなされている。

一方、保育士の課題としては、保育士不足解消が先決とする意見のほか、BLSやリスク管理、食育など乳児の預かりで必要となる保育のスキルアップや研修が挙げられている。しかし、現実には病院内施設保育士が研修に参加する機会は少なく、それへの行政の関与も不十分であるため、自助努力に任されている状況である。保育士自身は研修参加の機会を希望しているが、就業形態や職員数の問題から実際には十分な研修参加の機会を得ていない状況ではないだろうか。

(7) 調査結果の考察

病院内保育施設では、土曜、日祭日、お盆や年末年始にも保育サービスを行っており、病院で働く職員の就労実態に合った切れ目のない支援を行っている。また、病院内保育施設では、「リスク・急変など安全に関する知識」「乳児保育の知識」「感染、病児保育など衛生に関する知識」などが専門的知識として求められており、養護や衛生に関する知識が不可欠とされている。また、0歳から6歳まで子どもが成長する姿に接し、日常生活上の支援を行うことから、子どもとの信頼関係が築きやすく、個々の子どもにあった柔軟な支援ができることに対して、多くの保育者は職業上の充実感を抱いていた。保育者と子ども、子どもの保護者との距離が近く、親密度が高い。その一方で、変則勤務や保育士不足から来る労働上の負担を保育士は感じている。また、「認可保育施設に比較して研修の機会が少なく、他機関

との連携がないこと」を多くの保育士は不満に思っている。行政が積極的に関与して、保育士の学習機会や仲間づくりができる環境の整備を行う必要があるだろう。保育の質の向上に繋がるような支援を行っていくことが期待される。

結 論

アンケート調査の結果から、九州圏内の病院内保育施設の半数以上は、20年以上の実績をもつ施設であった。預かっている子どもの年齢は0歳から2歳までが8割近くを占め、病院で働く看護師やその他の職員の就業継続に貢献している。また、一時預かりや夜間保育、年末年始の保育、さらには学童保育など、母親の就労実態に即した支援が実践されており、そのことが職場としての魅力を高め、離職防止につながっている。

他方、保育施設で働く保育士の側では、小規模施設であることの特性を活かしたゆとりある保育によって築かれる子どもとの信頼関係が、仕事の遣り甲斐や喜びをもたらしている。その反面、多くの施設において研修の機会が保証されず、他の保育所や保育士との交流や情報交換がないことが悩みとなっている。保育の質の向上と保育士のキャリアアップ、保育人材の確保のために、早急の改善が望まれる。設置者である病院はもちろん、行政からの支援も必要である。

病院内保育施設が行政から受けている運営上の補助では、「子ども・子育て支援新制度」によって設けられた事業所内保育事業や企業主導型保育事業へと切り替えた施設は僅かであり、大半は従来からある病院内保育所運営事業や事業所内保育施設設置支援事業に依存していた。しかし、これらの事業から得られる補助金の額は少ないため、多くの施設管理者が助成金の増額を求めていた。事業所内保育事業への給付を目玉のひとつとする新制度と病院内保育施設運営側の意識にミスマッチがあり、手続きや利便性の面で問題があることが窺える。

「子ども・子育て支援新制度」は、高齢化と人口減少社会を背景に女性の労働力確保をねらう政府の政策と、出産後も就業の継続を望む女性の増加に対応して、保育サービスの質と量の両面での拡充を目的としてスタートした。とくに緊急を要するのが、0歳から2歳までの乳児に対する保育の受け皿の拡大である。

病院内保育施設における乳児保育の実績と職員の働き方に即したきめ細かい子育て支援は、これからの日本社会における保育と子育て支援の在り方を考えるうえで貴重な参照例となる。職場に隣接した保育施設の先例としても、従業員のワークライフバランスと子どもの健全な発達を同時に保証する鍵となる施設といえる。病院内保育施設における保育の充実、保育士の研修機会の保証、行政からの補助金給付の拡充など、本アンケート調査で浮かび上がった課題への対処が求められている。

註

- 1) 厚生労働省『平成30年版働く女性の実情』pp. 1-4
- 2) 事業所内保育施設に関しては、的場康子による、「事業所内保育所の現状と課題」『第一生命経済研究所』2004年、「事業所内保育施設の利用実態について」『第一生命経済研究所』2005年、同「事業所内保育施設の今後のあり方について」『第一生命経済研究所』2005年、などがある。池田一郎「事業所内保育所の開設事例－大学内保育所の管理運営－」『筑波大学大学行政管理学誌 第12号』2008年 pp. 109-115、泉正幸「事業所内保育所の課題について」『鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要人文科学・社会科学編 第2号』2009年、pp. 339-349。病院内保育施設については川副さわ子、前川公一「病院内保育所の現状と課題」『東筑紫短期大学研究紀要』第47号、2016年、pp. 245-257がある。
- 3) 厚生労働省「平成29年度認可外保育施設の現況取りまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf> 2019/12/19 確認
- 4) 黒川俊雄・嶋津千利世・犬丸儀一編『講座現代の婦人労働 3 労働者の生活と家事・育児』労働旬報社、1978年、p. 137
- 5) 橋本宏子『女性労働と保育』ドメス出版、1992年、p. 259
- 6) 岡野孝信「看護婦「増員・夜勤制限(ニッパチ)闘争」の特徴と歴史的意義」『千葉大学大学院人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書 311』2017年、pp. 18-76
- 7) 泉正幸、前掲論文
- 8) 厚生労働省「平成29年度認可外保育施設の現況

取りまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf> 2019/12/19 確認

<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf> 2019/12/19 確認

9) 厚生労働省「地域型保育事業の認可件数」

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/tiiki.nin_kakensu.20160401.pdf 2019/1/10 確認

10) 厚生労働省「2019年度 両立支援等助成金のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000526013.pdf> 2019/12/19 確認